

様式第十六（第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）

業務規程届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

登録番号

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

水道法第20条の8第1項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、水質検査業務規程及び関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1.

2.

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十五条の六まで、第十五条の十、第五十二条、第五十四条並びに様式第十六及び様式第十六条の二の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にした水道法第二十条第三項の規定による水質検査の委託については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第百二十六号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項及び第四十四条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 社会福祉士（第一条―第十八条）」を「第一章 総則（第一条）
第二章 介護福祉士（第十九条―第二十六条）」を「第二章 介護福祉士（第十九条―第二十

第十八条）
六条）に改める。

二十六条の二・第二十六条の三）」

第一条中「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第一条の二とする。

第五条の二中「あつて」を「あつて」に改める。

第九条の見出しを「（社会福祉士の登録事項）」に改める。

第一章を第一章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 総則

（医師の指示の下に行われる行為）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第二条第二項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

第二十四条の次に次の一条を加える。

(介護福祉士の登録事項)

第二十四条の二 法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）

三 法第三十九条各号のいずれに該当するかの特及び当該要件に該当するに至った年月

四 第一条各号に掲げる行為のうち実地研修を修了したもの

第二十六条中「第九条から第十八条まで」を「第十条から第十八条まで」に改め、「第九条中「法第二十八条」とあるのは「法第四十二条第一項」と、同条第三号中「社会福祉士試験に合格した年月」とあるのは「法第三十九条各号のいずれに該当するかの特及び当該要件に該当するに至った年月」とを削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 登録喀痰吸引等事業者

(登録の申請)

第二十六条の二 法第四十八条の三第二項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が法第四十八条の四各号に該当しないことを誓約する書面

四 申請者が法第四十八条の五第一項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類

2 法第四十八条の三第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、法第二条第二項に規定する喀痰吸引等（以下「喀痰吸引等」という。）を行う介護福祉士の氏名とする。

(登録基準)

第二十六条の三 法第四十八条の五第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 介護福祉士による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を受けること。

二 喀痰吸引等が必要とする者（以下「対象者」という。）の状態について、医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士と共有することにより、医師又は看護職員及び介護福祉士の間における連携を確保するとともに、当該医師又は看護職員と当該介護福祉士との適切な役割分担を図ること。

三 対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成すること。

四 喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。

五 対象者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと。

六 前各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務（次項第二号及び第七号において「喀痰吸引等業務」という。）に関する書類を作成すること。

2 法第四十八条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 第一条各号に掲げる行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が実地研修を修了している場合にのみその介護福祉士にこれを行わせること。

二 第一条各号に掲げる行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して次に掲げる要件を満たす実地研修を行うこと。

イ 第一条各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該行為を別表第一第二号の表下欄に定める回数以上実施するものであり、かつ、介護福祉士が修得すべき知識及び技能について、医師、保健師、助産師又は看護職員（別表第三号において「医師等」という。）が当該行為に関し適切にその修得の程度を審査するものであること。

ロ イの審査により、実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる介護福祉士に対して、実地研修修了証を交付するものであること。

ハ ロの実地研修修了証を交付した場合には、当該実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の氏名、生年月日、住所及び交付年月日を記載した帳簿を作成するとともに、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存するものであること。

ニ 実地研修修了証の交付状況について、定期的に前条第一項の都道府県知事に報告するものであること。

三 医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置、喀痰吸引等を安全に実施するための研修体制の整備その他の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保すること。

四 喀痰吸引等の実施のために必要な備品等を備えること。

五 前号の備品等について衛生的な管理に努めることその他の感染症の発生を予防するために必要な措置を講ずるよう努めること。

六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七 喀痰吸引等業務に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置を講ずること。

3 法第四十八条の五第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、介護福祉士が医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所において喀痰吸引等を実施する場合とする。

第二十八条第一項及び第二項中「第四十八条の二」を「第四十八条の十一」に改める。

附則第二項を附則第一条とし、同条に見出しとして「施行期日」を付する。

附則第二項中「第四十八条の二」を「第四十八条の十一」に改め、同項を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「権限の委任」を付する。

附則第三項中「第四十八条の二」を「第四十八条の十一」に改め、同項を附則第三条とする。

附則に次の十三条を加える。

(特定行為)

第四条 法附則第三条第一項に規定する特定行為（以下「特定行為」という。）は、次の表の上欄に掲げる喀痰吸引等研修（法附則第四条第二項に規定する喀痰吸引等研修をいう。以下同じ。）の課程に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものとする。

喀 痰 吸 引 等 研 修 の 課 程		特 定 行 為
別表第一第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修 (附則第十三条において「第一号研修」という。)	第一条各号に掲げる行為	
別表第二第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修 (附則第十三条において「第二号研修」という。)	第一条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為	
別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修 (附則第十三条において「第三号研修」という。)	第一条各号に掲げる行為のうち、別表第三第二号の実地研修を修了したもの	

第五条 法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、附則第十三条第三号の喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類及び住民票の写しを添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二 喀痰吸引等研修を修了した特定行為

三 その他必要な事項

(認定特定行為業務従事者認定証の記載事項)

第六条 認定特定行為業務従事者認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- 三 その他必要な事項

(変更の届出)

第七条 認定特定行為業務従事者は、附則第五条各号に掲げる事項に変更があつたときは、認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(認定特定行為業務従事者認定証の再交付の申請等)

第八条 認定特定行為業務従事者は、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失つたときは、遅滞なく、再交付申請書を、汚損した場合にあつては、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、これを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に提出しなければならない。

2 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失つた認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、速やかにこれを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に返納しなければならない。

(委託契約書の作成)

第九条 法附則第五条第一項の規定による認定特定行為業務従事者認定証に関する事務の委託は、あらかじめ、都道府県知事と当該都道府県との区域に所在する法附則第四条第二項に規定する登録研修機関（附則第十五条において「登録研修機関」という。）の間で、委託契約書を作成して行うものとする。

(登録の申請)

第十条 法附則第六条の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 事業所の名称及び所在地

- 三 略痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

- 四 略痰吸引等研修の内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

- 三 申請者が法附則第七条各号に該当しないことを誓約する書面

四 申請者が法附則第八条第一項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類（登録基準）

第十一条 法附則第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、医師、保健師、助産師及び看護師とする。

2 法附則第八条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 略痰吸引等研修の講師の数は、当該略痰吸引等研修を受ける者（以下「受講者」という。）の人数を勘案して十分な数を確保すること。

- 二 略痰吸引等研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。

- 三 略痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。

- 四 略痰吸引等研修の講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること。

- 五 略痰吸引等研修の課程ごとに、修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した帳簿を作成し、略痰吸引等研修の業務を廃止するまで保存すること。

六 略痰吸引等研修の課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を、定期的に前条第一項の都道府県知事に提出すること。

(研修機関登録簿の記載事項)

第十二条 法附則第八条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、略痰吸引等研修の課程とする。

(略痰吸引等研修の実施基準)

第十三条 法附則第十条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 研修の内容は、イからハまでに掲げる略痰吸引等研修の課程に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 第一号研修 次の(1)から(3)までに掲げる基準を満たすこと。

- (1) 別表第一第一号の基本研修のうち講義にあつては、同号の講義の表下欄に定める時間数以上であること。

- (2) 別表第一第一号の基本研修のうち演習にあつては、同号の演習の表下欄に定める回数以上であること。

- (3) 別表第一第二号の实地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

ロ 第二号研修 次の(1)から(3)までに掲げる基準を満たすこと。

- (1) 別表第二第一号の基本研修のうち講義にあつては、同号の講義の表下欄に定める時間数以上であること。

- (2) 別表第二第一号の基本研修のうち演習にあつては、同号の演習の表下欄に定める回数以上であること。

- (3) 別表第二第二号の实地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

- ハ 第三号研修 次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 別表第三第一号の基本研修にあつては、同号の表下欄に定める時間数以上であること。

- (2) 別表第三第二号の实地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

二 略痰吸引等研修に係る講義、演習及び实地研修（以下この号及び次号において「講義等」という。）において、受講者が修得すべき知識及び技能について、各講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。

- 三 前号の審査により、講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、略痰吸引等研修を修了したことを証する書類を交付すること。

(業務規程の記載事項)

第十四条 法附則第十二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 略痰吸引等研修の受付方法、実施場所、実施時期、実施体制その他の略痰吸引等研修の実施方法に関する事項

- 二 略痰吸引等研修に関する安全管理のための体制に関する事項

- 三 略痰吸引等研修に関する料金に関する事項

- 四 略痰吸引等研修の業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

- 五 略痰吸引等研修の業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項

- 六 その他略痰吸引等研修の業務に関し必要な事項

(業務の休止の届出)

第十五条 登録研修機関は、法附則第十三条の規定により略痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を附則第十条第一項の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする略痰吸引等研修の業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(準用)

第十六条 第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は法附則第二十条第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第二十六条の二第一項中「法第四十八条の三第二項」とあるのは「法附則第二十条第一項」と、同項第三号中「法第四十八条の四各号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の四各号」と、同項第四号中「法第四十八条の五第一項各号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項各号」と、同条第二項中「法第四十八条の三第二項第四号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の三第二項第四号」と、法第二条第二項とあるのは「法附則第三条第一項」と、第二十六条の三第一項中「法第四十八条の五第一項第一号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第一号」と、同項第六号中「法第四十八条の三第一項」とあるのは「法附則第二十条第一項」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第二項中「法第四十八条の五第一項第二号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第二号」と、同項第一号及び第二号中「第一条各号に掲げる行為」とあるのは「特定行為」と、同号イ中「別表第二第二号」とあるのは「別表第一第二号、別表第二第二号又は別表第三第二号」と、同号ハ及び同項第七号中「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第三項中「法第四十八条の五第一項第三号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第三号」と読み替えるものとする。

別表第一（第二十六条の三、附則第四条、附則第十三条関係）

一 基本研修

① 講義

科	目	時間数
人間と社会		一・五
保健医療制度とチーム医療		二
安全な療養生活		四
清潔保持と感染予防		二・五
健康状態の把握		三
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論		十一
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説		八
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論		一〇
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説		八
合 計		五〇

② 演習

二 実地研修

行	為	回数
口腔内の喀痰吸引		五回以上
鼻腔内の喀痰吸引		五回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引		五回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		五回以上
経鼻経管栄養		五回以上
救急蘇生法		一回以上

行	為	回数
口腔内の喀痰吸引		一〇回以上
鼻腔内の喀痰吸引		二〇回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引		二〇回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		二〇回以上
経鼻経管栄養		二〇回以上

別表第二（附則第四条、附則第十三条関係）

一 基本研修

① 講義

科	目	時間数
人間と社会	一・五	
保健医療制度とチーム医療	二	
安全な療養生活	四	
清潔保持と感染予防	二・五	
健康状態の把握	三	
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	十一	
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	八	
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	一〇	
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	八	
合計	五〇	

② 演習

行	為	回 数
口腔内の喀痰吸引		五回以上
鼻腔内の喀痰吸引		五回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引		五回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		五回以上
経鼻経管栄養		五回以上
救急蘇生法		一回以上

二 実地研修

行	為	回 数
口腔内の喀痰吸引		一〇回以上
鼻腔内の喀痰吸引		二〇回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		二〇回以上

別表第三(附則第四条 附則第十三条関係)

一 基本研修

科	目	時 間 数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義		二
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義		六
緊急時の対応及び危険防止に関する講義		一
喀痰吸引等に関する演習		九
合	計	

二 実地研修

行	為	回 数
口腔内の喀痰吸引		医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施
鼻腔内の喀痰吸引		
気管カニューレ内部の喀痰吸引		
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		
経鼻経管栄養		

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。附則第十二条第一項の規定により読み替えられた改正法第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(以下「新法」という。第二条第二項の規定を適用する場合には、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(以下「新規則」という。第一条の規定は適用せず、この省令による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則目次及び第一章(第一条及び第九条の規定に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えられた新法附則第三条第一項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

3 新規則第二十四条の二、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は、平成二十七年三月三十一日までは適用しない。

第三条 改正法附則第十三条第二項の申請をしようとする特定登録者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 改正法附則第十三条第三項に規定する指定研修課程を修了したことを証する書類
- 三 現に交付を受けている介護福祉士登録証
- 四 その他必要な書類

第四条 改正法附則第十四条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 新法附則第三条第一項に規定する特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得した者であることを証する書類
- 三 その他必要な書類

2 改正法附則第十四条第三項の規定により読み替えられた新法附則第三条第一項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

第五条 平成二十七年四月一日において新法附則第二十条第一項の登録を受けている者であつて新法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務を行つているものは、新規則第二十六条の二第一項の申請書を当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しない場合においても、同日に新法第四十八条の三第一項の登録を受けたものとみなす。